

令和 6 年 1 2 月 2 日以降

①新たに資格取得となる

ア 国民健康保険の場合（社保喪失・出生・転入など）

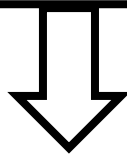
イ 後期高齢者医療の場合（年齢到達・転入など）

②被保険者証等の紛失等による再交付

③被保険者証等の記載事項（住所・負担割合など）の変更

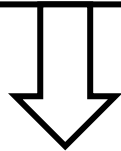
※被保険者証等：被保険者証・資格情報のお知らせ・資格確認書

上記①～③のいずれかに該当する場合



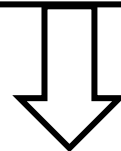
マイナ保険証を持っているか？

持っている



マイナ保険証を
ご使用ください※1

持っていない



資格確認書を
交付します※2

※1 後期高齢者医療制度の被保険者に限り、令和7年7月31日までは「資格確認書」も交付します。令和7年8月1日以降は「資格確認のお知らせ」を交付します。

※2 資格確認書を医療機関の窓口に提示することで、従来の被保険者証と同様に医療を受けられます。